

正しく使おう みんなの下水道

9月10日は「下水道の日」です



下水道は自然や生活環境をよりよくするための公共の財産です。ルールを守って上手に使いましょう。

雨水を流入させないで

汚水管に雨水の排水管を接続すると、汚水管が溢れ、逆流することがあります。誤った接続を発見したときは、雨水を流さないよう改善してください。

天ぷら油などを流さないで

管の中で石けんと化合して固まったり、処理場の機能を低下させます。無色透明のペットボトルに入れ、収集日に廃食油として出してください。

月に一度はゴミよけますの清掃を

ゴミよけますが詰まると管に固形物が流れ込んだり、排水ができなくなりますので、月に一度は清掃してください。

ゴミよけますにたまったゴミは下水道に流さず生ゴミとして処理してください。また、風呂や洗面所からの排出口にあるトラップますも、髪の毛やゴミを取り除いてください。

下水道へ流してはいけないもの

- ✕ガソリン、シンナーなど揮発性の高い危険物は爆発の恐れがあります。
- ✕土砂や木片、タバコ、ビニール類など固形物は管の途中で詰まります。
- ✕強酸性、強アルカリ性の薬品や農薬、犬や猫など家畜のふん尿は処理場の微生物に悪影響を与え、処理機能が低下します。
- ✕多量の熱湯や冷水はプラスチック製の管を変形させる恐れがあります。

トイレットペーパーを使いましょう

水に溶けないティッシュペーパーや紙おむつ、生理用品を流すと便器や管の途中での詰まりの原因となります。また、トイレで流れる水の量を自分で調節しないでください。水の量が少ないと汚物が十分に流れず詰まりの原因になります。

下水道課 計画普及係
☎86-8012 / ☎86-8390

近代化と甲賀の産業

「文明開化」という言葉は耳にされたことがあると思います。でもその中身はと問われると、鹿鳴館、鉄道の開通、さんざり頭……。意外にも断片的なイメージしかわかないのではないのでしょうか。『広辞苑』によると明治初年の近代化や欧化主義の風潮をいうとあります。先だってユネスコ世界遺産に登録された「富岡製糸場と絹産業遺産群」は、生糸の対外輸出のため国の肝いりで整備した官営の模範工場ですが、工場を描いた当時の錦絵を見ると、まさに文明開化そのものです。

では、甲賀市域の文明開化はどのようなでしょう。全国的なものとしては小学校の開校や徴兵制度などがあり、また宿駅制度の廃止や郵便局の設置、鉄道の開通などのインフラ整備も挙げられます。また、城下町だった水口では武士階級がなくなり、頭の上の重石がとれたと思った人も多かったでしょう。これも文明開化の一ページです。そして忘れてはならないのは、地元の産業と近代化の関わりです。

当時の代表的な産業としては茶業・信楽焼・水口細工などがありました。象徴的だったのは幕末の開港以来急成長

市史の小徑

を遂げていた茶業です。やはり輸出品として各地で盛んだったのに今では忘れ去られている製糸業、水口細工も輸出品として、素材や品目に転換を加えていきました。つまり保守的だと思っ

ている地場産業は、じつは時代の変化、特に輸出と深い関係のあったことに気づかれます。

来年3月に刊行予定の甲賀市史第4巻「明日の甲賀への歩み」は、明治維新後の近代化が、甲賀市域でどう進んだのかを詳しく紹介します。



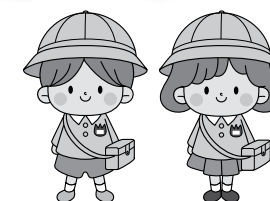
▲明治29年創立の日本製茶輸出株式会社(神戸市)にも甲賀の人々が深く関わっていた(国立国会図書館蔵)

◎『甲賀市史』市内書店などで好評販売中

問い合わせ
歴史文化財課 市史編さん室
☎86-8075 / ☎86-8216

幼稚園・保育園・認定こども園等の入園手続きが変わります

～子ども・子育て支援新制度がスタート～



平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」が全国でスタートする予定です。この制度は、これまでの子育てをめぐる様々な課題の解消を目指したものです。新制度実施に伴い、幼稚園・保育園・認定こども園等の入園手続きが変わります。

Q1. 利用手続きの主な変更点は？

幼稚園・保育園・認定こども園等に入園するためには、市の「認定」を受ける必要があります。なお、私立幼稚園のうち、新制度へ移行する園に入園する場合、認定を受ける必要がありますので、各園にお問い合わせください。

Q2. 教育・保育を受けるための「認定」とは？

幼稚園・認定こども園（短時部）については、保護者の就労等の審査は無く、申請により満3歳以上の子どもは認定を受けることができます。

保育園・認定こども園（長時部）等については、例えば「保護者が就労している場合」など、審査により保育が必要と市が判断した場合、年齢により2号または3号認定を受けることができます。

入園希望のお子さん		利用する施設	必要な認定区分
満3歳以上	教育を希望する場合 (保育を必要としない)	幼稚園 認定こども園（短時部）	
	保護者の就労等で 保育を必要とする場合	保育園 認定こども園（長時部）	
満3歳未満		保育園 認定こども園（長時部）等	

※2号・3号認定を受ける方は、保育が必要な時間によってさらに「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

Q3. 来年度入園の手続きはどう変わる？

手続きの流れはこれまでと大きく変わりませんが、認定申請が必要です。詳細については、入園案内冊子などにてご確認ください。

なお、新制度に関する詳細については、内閣府ホームページをご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html> 内閣府 子ども・子育て支援新制度 検索

入園申込について

公立幼稚園・保育園・認定こども園（長時部）の入園案内および申込書等については、9月22日(月)から下記の場所に配置しますのでご確認ください。なお、私立幼稚園・認定こども園（短時部）の入園案内等については広報8月15日号をご確認ください。

○申込受付期間

幼稚園(公立).....平成26年10月 7日(火)～ 9日(木)
保育園(公立・私立)・認定こども園(長時部).....平成26年10月14日(火)～24日(金)

○入園案内冊子・申込書の配置

市内各保育園・幼稚園・認定こども園・市民窓口センター(水口)、土山地域市民センター・甲賀大原地域市民センター・甲南第一地域市民センター・信楽地域市民センター・各子育て支援センター

問い合わせ
こども未来課 管理係
☎86-8179 / ☎86-8380